



弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル5階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ -

第10号 (平成23年4月7日号)

以前の刑事裁判と被害者

刑事裁判は、犯罪を犯したとされる被告人に対し、①訴追する検察官、②弁護する弁護人、③判決する裁判官により行われます。

以前の刑事裁判では、被害者本人やその遺族等は、被害に遭ったにもかかわらず、裁判の傍聴しかできませんでした。

被害者参加制度の創設

被害者参加制度は、犯罪被害者等が刑事裁判に参加できるようにした制度で、平成20年12月1日から運用が開始されています。

参加が認められるのは、殺人、傷害、強制わいせつ、強姦、自動車運転過失致死傷等の一定の犯罪の被害者本人やその遺族等です。参加した場合、裁判に出席し、証人や被告人に質問をしたり、被害者としての意見を言うことができます。

弁護士のサポート

被害者の参加が認められても、個人で、複雑・専門的な刑事裁判に出席して質問したり、意見を言うことは難しく現実的ではありません。そのため、弁護士が参加される被害者のサポートをして活動することが認められています(被害者参加弁護士)。

被害者の方は、自ら弁護士を雇

う(私選)だけでなく、資力のない方のために、国費により選定された弁護士のサポートを受けることができます(国選被害者参加弁護士制度)。

弁護士にとっても、被害者のサポートというのは新しい分野ですので、参加弁護士として私選・国選を問わず、適切に業務を行えるように研鑽を行っています。とりわけ、重大犯罪においては、被害者本人やその遺族等は多大な精神的ショック・悲しみ・苦しみを抱えておられますので、被害者に対する理解を深め、二次被害を招くことが決まてないようにしなければならぬと考えられます。(滑川和也)



森井基嗣弁護士は真庭へ

森井弁護士は、本年3月30日、弁護士偏在解消のために設立された岡山県の「真庭ひまわり基金法律事務所」の初代所長に就任しました。今後の活躍を応援し、これからも協力していきます。



法律フク★クイズ

住宅リフォーム工事について、〇円未満の工事であれば、建設業の許可を受けていない業者でも可能です。〇円とはいくらでしょうか。正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、外国人が日本に入国する際、原則として有効な旅券(パスポート)を所持していることと共に、その旅券に査証(ビザ)を受けている必要があります。



平成23年4月の 法律相談会等のご案内

●「海田町外国人法律相談」

4月16日(土)(13時~16時)17日(日)10時~13時/海田町のひまわりプラザにて/相談無料(予約不要)/スペイン・ポルトガル語の通訳同席/対象:在住ブラジル人・その家族等/主催&問合せ先:外国人法律相談の会(TEL:082-511-7772(当事務所内))

●「反貧困—まちかど生活相談会」

4月19日(火)20日(水)10時~17時/広島駅前エールエール地下広場にて/相談無料(予約不要)/主催&問合せ先:反貧困ネットワーク広島(TEL:082-227-8181(広島総合法律会計事務所内))

●「子どもシェルター『ピピオの家』開設記念シンポジウム」

4月23日(土)13時半~17時/広島市青少年センターホールにて/入場無料(予約不要)/内容:演劇、対談/主催&問合せ先:広島弁護士会(TEL:082-228-0230)

当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時~18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時~17時半、土曜日の13時~15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL0848-21-0045)と大竹支所(TEL0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士:二國則昭、定者吉人、大村真司、紅山綾香、見之越常治、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)